

平成26年第3回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年6月25日 午後3時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第59号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第60号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第61号	飛騨市ふるさとエントランス施設条例の一部を改正する条例について
第5	議案第62号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第6	議案第63号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
第7	議案第64号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第8	議案第65号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第9	議案第81号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
第10	議案第66号	字区域の変更について(河合町有家Ⅲ地区)
第11	議案第67号	字区域の変更について(宮川町打保Ⅱ地区)
第12	議案第68号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅳ地区)
第13	議案第69号	市道路線の廃止について
第14	議案第70号	市道路線の認定について
第15	議案第71号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第16	議案第72号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第17	議案第73号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第18	議案第74号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第19	議案第75号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第20	議案第76号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第77号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第22	議案第78号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第23	議案第79号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第24	議案第80号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第25	請願第3号	地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める請願書
第26	意見第3号	地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書
第27	意見第4号	数河地区の産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第59号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第60号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第61号	飛騨市ふるさとエントランス施設条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第62号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第6	議案第63号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
日程第7	議案第64号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第65号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第81号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第66号	字区域の変更について(河合町有家Ⅲ地区)
日程第11	議案第67号	字区域の変更について(宮川町打保Ⅱ地区)
日程第12	議案第68号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅳ地区)
日程第13	議案第69号	市道路線の廃止について
日程第14	議案第70号	市道路線の認定について
日程第15	議案第71号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
日程第16	議案第72号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第17	議案第73号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第18	議案第74号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第19	議案第75号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第20	議案第76号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第21	議案第77号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第22	議案第78号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
日程第23	議案第79号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
日程第24	議案第80号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
日程第25	請願第3号	地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める請願書
日程第26	意見第3号	地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書
日程第27	意見第4号	数河地区の産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書

○出席議員(15名)

1番	前	川	文	博
2番	中	嶋	国	則
4番	洞	口	和	彦
5番	野	村	勝	憲
6番	後	藤	和	正
7番	福	田	武	彦
8番	菅	沼	明	彦
9番	内	海	良	郎
10番	森	下	真	次
11番	高	原	邦	子
12番	谷	口	充	希
13番	天	木	幸	子
14番	葛	谷	寛	男
16番	池	田	寛	徳
17番	籠	山	恵	一
			美	子

○欠席議員(2名)

3番	田	中	清	安
15番	山	下	博	文

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井	上	久	則
副市長	白	川	修	平
教育長	山	本	幸	一
会計管理者	野	村	重	昭
総務部長	小	倉	孝	文
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	石	腰		豊
企画商工観光部長	水	上	雅	廣
環境水道部長	柏	木	雅	行
市民福祉部長	谷	澤	敦	子
農林部長	藤	井	義	昌
基盤整備部長	川	瀬	智	彦
消防長	沢	之		光
病院管理室長	川	上	清	秋

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹	原
		美
		香

( 開議 午後 3 時 0 0 分 )

◆開議

◎議長 (菅沼明彦)

本日の欠席議員は 3 番、田中清安君、15 番、山下博文君であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (菅沼明彦)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 11 番、高原邦子君、12 番、谷口充希子君を指名いたします。

ここで、ご報告申し上げます。議案第 80 号、平成 26 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第 1 号の議案書につきまして、誤字訂正の申し出がありましたのでこれを許可し、差し替えを本日お手元に配付しておりますのでよろしくお願ひします。

◆日程第 2 議案第 59 号 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
から

日程第 8 議案第 65 号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 81 号 飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

◎議長 (菅沼明彦)

日程第 2、議案第 59 号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 8、議案第 65 号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてまで、および日程第 9、議案第 81 号、飛騨市保育所条例の一部を改正する条例についての以上 8 案件を、会議規則第 35 条の規定により一括して議題とします。

議案第 59 号から議案第 65 号まで、および議案第 81 号については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (菅沼明彦)

総務常任委員長、葛谷寛徳君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[総務常任委員長 葛谷寛徳 登壇]

●総務常任委員長 (葛谷寛徳)

それでは総務常任委員会に付託されました議案第 59 号から議案第 65 号、および議

案第81号の8案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告いたします。

去る6月20日、午前10時より委員会室で審査を行いました。

議案第59号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、各種非常勤の特別職職員の整理等に伴う改正であります。改正の主な内容としましては、これまで条例別表において羅列されていた各種非常勤の特別職職員について、3つの区分により整理を行うほか、非常勤の特別職職員の追加、字句の修正を行うものです。

質疑では、なぜこの時期に整理するのか、その意図についての質問がありました。答弁では、3月定例会の予算特別委員会でこの条例に対して指摘があり、報酬とか謝礼などバラバラで一度整理してほしい、また落ちているものに対しても挙げるようにとの指摘を受け、今回改正するものであるとの答弁がありました。また、委員の氏名の公表についての質問では、議会の承認や同意を必要とするような委員は市の広報紙で公表しているが、そのほかは公表していないとの答弁がありました。また、施行日はなぜ遡及適用するのかとの質問では、各委員について報酬で払ったりしていたり、謝礼で払ったりしていたものを全て整理し、予算も全て統一したいということで、4月1日にさかのぼって行うものであるとの説明がありました。そのほか、地域おこし協力隊についての質問がありました。自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に議案第60号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う改正を行うものであります。内容は、手当支給者の拡大であり、災害対策基本法で派遣された職員に加え、復興計画の作成等のために派遣された職員も支給対象とすることができることとされたことによる条例改正であります。

質疑、自由討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に議案第61号、飛騨市ふるさとエントランス施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、宮川町にある当施設について、指定管理者による管理を行わせることができるように規定を設けることと、および使用料の規定について明確な表現に改めるものです。

質疑では、この建物の駅の待合室が含まれるかどうかについての質問があり、待合室も含め全てとの答弁がありました。また、指定管理するのはなぜかとの質問では、現在、市が管理しており、トイレ、待合室の清掃を委託しているため、できれば指定管理でお願いしたいとの答弁がありました。また、この施設を利用し、使用料を徴収するような実用があるのかとの質問では、平成25年度のこの施設の会議室利用実績は、延べ368日との答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告すること

に決しました。

次に議案第62号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、地方税法の改正に伴う改正であります。改正の主な内容といたしましては、市民税関係では、地方法人税の創設に伴う法人市民税法人税割の税率改正、肉用牛の売却による事業所得にかかる課税特例の延長、優良住宅地の造成のための長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長。軽自動車税関係では、税率の引上げ、経年車重課税の導入。資産税関係では、償却資産の課税標準の特例措置の創設・拡充、所定の要件を満たす耐震改修を行った既存家屋に係る固定資産税の減額特例の創設等により改正するものであります。

質疑では、税申告の具体的な事務についての質問がありましたが、まだ情報が流れてきていないとの答弁がありました。また、改正の伴う軽自動車税の影響額についての質問に対し、2輪では約220万の増、4輪以上については最近の登録台数を参考に100台登録されるとすれば、30万円程度の増加となるとの答弁がありました。また、国に準じてこのまま条例改正をするのかとの質問では、市としても税は大切な自主財源である、どこへ行っても均等ということで全国的にやられることなら、私たちも実施するというのが基本であるとの答弁でありました。

自由討議はなく、討論の後、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に議案第63号、飛騨市指定金融機関の指定の変更について申し上げます。飛騨市の指定金融機関は、古川町内に支店のある4金融機関の輪番制を取っており、1期3年ということで指定しています。今回9月30日をもって、株式会社十六銀行さんの3年の指定期間が切れますので、10月1日から新たに高山信用金庫さんを指定しようとするものです。

質疑、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に議案第64号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、消防法施行令の一部改正に伴う改正で、祭礼や花火大会等、多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用するものに対して消火器の準備を義務付け、大規模な催しで特に多数の対象火気器具等を使用する催しにおいては、防火担当者選任等、防火管理体制の構築を義務付けるものです。

これは昨年、京都府福知山市で開催された花火大会会場での露天業者のガソリン携行缶の不適切な取り扱いにより爆発火災が発生し、死者、負傷者など重大な人的被害が発生したことを踏まえ、国では消防法施行令を改正し、市町村に対して条例改正を通知してきたとの補足説明がありました。

質疑では、施行日から14日までの間のイベントは適用しないということかとの質問があり、今現在も今回の改正と同等の立ち入り検査を実施し指導を行っているとの答弁

がありました。また、大規模な催し物とはどの程度のものかという質問に対しては、地域の夏祭りは基本的に該当せず、今現在、飛騨市管内での大規模な催し物の範疇に入ると思われるものは、露天商100店舗以上で古川祭のみと考えているとの答弁でありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に議案第65号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、公民館施設等の使用料見直しに伴う改正であります。改正の主な内容といたしましては、市民が利用しやすい環境とすべく、市内4町5施設の使用料の見直しを行うもので、公民館施設全体の均等を図るため土、日、祝祭日料金の削除や、倉庫として利用しているスペースの利用料を定めるなどの改正であります。調整方法としては、1平方メートル当たり8円という基準を設定したこと、また冷暖房使用料については利用者の申請に基づき調整するよう改正したことなど説明がありました。

質疑では、使用料の区分を午前、午後という区分ではなく、利用時間単位という考え方ができないかとの質問があり、利用される方のご意見を伺いながらこれからの検討課題とさせていただきたいとの答弁がありました。また、12時から1時までの空いている時間帯についていろいろな使い方が考えられないかとの質問では、利用区分の検討に含めて検討したいとの答弁がありました。料金引き下げの根拠についての質問では、合併時の4町の料金に大体もっていけないかというようなことを含めながら、平成18年の料金改定を上回らないよう、また、公民館については収益を上げるということはないというので、せめて電気代、水道代というような最低限のものが確保できればということで、それを考えながら8円に設定したとの答弁がありました。また、この使用料で光熱水道は賄えるということで引き下げになったのかとの質問では、全てを賄っているとは考えていないとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に議案第81号 飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、飛騨市立河合保育園の新設に伴い、保育所の位置を変更する条例改正であります。供用開始は、7月22日を予定されています。

質疑、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり。）



◎議長（菅沼明彦）

以上で質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。議案第59号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第61号、飛騨市ふるさとエントランス施設条例の一部を改正する条例についてまでの3案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決を行います。

議案第59号から議案第61号までの3案件について、委員長の報告は可決であります。これら3案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第61号までの3案件については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。はじめに反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

私は、議案第62号について反対をし、討論をしたいと思います。

この飛騨市税条例の一部改正は、大きく3つありました。1つは市民税関係、もう1つは軽自動車税関係、それからもう1つは資産税関係でありました。このうち問題は、市民税関係と軽自動車税関係の改正であります。

地方法人税の引き下げ、今までの12.3%を9.7%に引き下げる。その引き下げ幅2.6%。また、同じ地方自治体であります県、県民税も5%から3.2%へ、1.8%の引き下げ、合わせて4.4%の地方税の引き下げです。この分を国は、一部国税化するという形で吸い上げまして、地方交付税の交付団体と不交付団体の格差の是正に再配分をすると言っています。

もう一つ、この一方では改正の狙いは自動車財界からの圧力もありまして、消費税増税によって車の売上げが伸びない。そのために自動車取得税を引き下げる。そして車を買いやすくする。そのための、引き下げのための原資として、この地方から4.4%を吸い上げる。こういう狙いもあるようです。これは本当に大変なことであります。

先ほど委員長報告にもありました。総務部長が委員会の中で、軽自動車税のことに触れましたときに、これは市町民税でありますから、これを条例改正しないという方法もあるけれども、自主財源なのでそれはいただけるものはいただきたいというような答弁をされましたけれども、この市民税関係、地方法人税も、まさにこれは地方の自主財源

です。この自主財源を国が吸い上げ、そしてそれを黙ってそれに倣うということはありません。これこそ国にしっかりと地方自治体として反対をすべきであると思います。

また、その軽自動車税でありますけれども、これも本当に地方の大事な交通手段の引上げになるわけですから、市民にとっては大変な負担増になります。乗用車としての自家用車が、今の7,200円から1万800円、3,600円の引上げです。営業用にしても1,400円の引上げです。しかも、これらの車が購入してから14年過ぎますと、さらに重課税される。これが、さらに引き上げ幅が自家用で1,800円さらに上がります。営業用で1,300円さらに上がります。こういう状態です。これは本当に、消費税が引き上げられまして市民の暮らしが大変なところに、さらに追い打ちをかける大変な負担になるわけですから、これについても市が判断できる市税でありますから、これを引き上げずに条例改正をしないという方法もあるはずですよ。

国に吸い上げられた分には何も言わず、市民からは国が決めたのだからと言って吸い上げる。市民の負担をさらに重くする。こういうやり方は、本当に市民に優しい行政のやり方ではないと思います。よって、この条例改正にはとても賛成することはできませんので、反対をいたします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

次に賛成討論を行います。2番、中嶋国則君。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

○2番（中嶋国則）

議案第62号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例について賛成の立場で討論を行います。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、市の条例を改正するものであります。特に地方法人税の創設に伴う法人市民税法人割の税率改正については、市町村等の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人割の一部を地方交付税の原資とするものであります。いわゆる大企業が集中している都市部の法人市民税に比べて、大企業の少ない地方自治体の法人市民税とは、税収に格差が生じております。

今回の改正では、企業側の税率は変えず、法人市民税、県民税を下げた率にしまして、4.4%分を地方法人税として国が創設、賦課し、地方交付税の原資に充てるものであり、飛騨市にとって交付税の増額につながるものと期待をされます。

また、軽自動車税の引上げについては、税制抜本改革法や税制改革大綱等での議論も踏まえた車体課税の見直しの中で議論がされてきたものです。

軽自動車税は、昭和33年に創設されております。税額の引上げ改正は、昭和59年度以来30年ぶりになります。30年間据え置かれた中で、軽自動車の重量や価格では、小型乗用車を大きく上回るものがありますが、税額については、小型車に比較して低額になっています。

一例を挙げますと、あるメーカーの軽自動車は車両重量1,050キログラム、車両価格約199万円、反対に小型乗用車で車両重量860キログラム、車両価格約102万円となっています。このように、軽自動車1台で小型車が2台買えるくらいの豪華な軽自動車もあります。税額を比較しますと、自家用小型乗用車は安い物で2万9,500円、豪華な自家用軽自動車が7,200円、小型車の4分の1の安さであります。軽自動車の税金は、飛騨市の収入になりますが、一方、小型自動車や普通車の税金は、岐阜県の収入になります。車の排気量に応じて、2万9,500円から11万1,000円と軽自動車の税金に比べて著しく高くなっています。

今回の改正の一例ですが、軽の自家用乗用車では、先ほど籠山議員が申されましたように税額は7,200円を1万800円に引上げるものであります。これは平成27年度以降の新車から適用するものであります。

このように、小型自動車との税負担の格差は、縮小されるべきという考え方を踏まえ、今回の軽自動車税引上げについては、必要な措置であると考えます。

また、重課税については、環境に負荷を与えないよう、CO<sub>2</sub>を減らしグリーン化を進める観点から、新しく創設されたものであり、新車購入から平成28年度以降において14年経過する車に課税するものであります。

いずれの税収分も飛騨市にとって貴重な自主財源であり、一般財源化し、広く有効に使うべきであると考えます。

なお、その他の改正内容についても、納税者の課税特例の延長など優遇措置として必要なものと認めます。以上、申し上げましたように、賛成討論といたします。

[2番 中嶋国則 着席]

◎議長（菅沼明彦）

以上で討論を終結し、これより採決を行います。本案の委員長報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

◎議長（菅沼明彦）

起立多数であります。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号、飛騨市指定金融機関の指定の変更についてから、議案第65号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてまで、および議案第81号、飛騨市保育所条例の一部を改正する条例についてまでの4案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決を行います。議案第63号から議案第65号まで、および議案第81号の4件について、委員長の報告は可決であります。これら4案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり。〕

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第65号および議案第81号

までの4案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第10 議案第66号 字区域の変更について（河合町有家Ⅲ地区）  
から

日程第14 議案第70号 市道路線の認定について

◎議長（菅沼明彦）

日程第10、議案第66号、字区域の変更について、河合町有家Ⅲ地区から、日程第14、議案第70号、市道路線の認定についてまでの以上5案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。議案第66号から議案第70号までの以上5案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 後藤和正 登壇〕

●産業常任委員長（後藤和正）

産業常任委員会に付託されました、議案第66号から議案第70号までの5案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告いたします。

去る6月20日、午後1時より委員会室において審査を行いました。

それでは、議案第66号、字区域の変更について、河合町有家Ⅲ地区、同じく議案第67号、宮川町打保Ⅸ地区、同じく議案第68号、神岡町吉田Ⅳ地区の3議案について申し上げます。

本案の字区域の変更は、土地所有者や組合との現地確認により、字界の変更を行うものであるとの説明がありました。

質疑では、区域の変更によって字名が消失することがないかとの質問がありましたが、消失することはないとの答弁がありました。また、地籍調査における問題点として、だんだんと境界に詳しい人が減って、境界が不明確になっていくのではないかとの質問では、杭を最初に購入し、今のうちに分かっている皆さんと杭打ちを先行していくように、秋以降、組合などをお願いしていこうと考えているとの答弁がありました。また、予算措置についての質問に対しては、要望額の7割程度の内示状況であるとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に議案第69号、市道路線の廃止についておよび議案第70号、市道路線の認定について申し上げます。本案は、岐阜県にて整備が進められている主要地方道神岡河合線の太江杉崎バイパスの一部開通に伴い道路網を再編するもので、3路線を廃止し、4路線を認定するものです。

質疑では、この市道路線の廃止と認定により、除雪への影響はないかとの質問があり、認定で変更することはなく、以前からの体制を維持するとの答弁がありました。また、

線形が変化している部分についての質問では、新たにできた県道に接続するために、線形を修正したものであるとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 後藤和正 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

以上で質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。議案第66号、字区域の変更について、河合町有家Ⅲ地区から議案第70号、市道路線の認定についてまでの5案件については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第66号から議案70号までの5案件について、委員長の報告は可決であります。これら5案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案70号までの5案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第15 議案第71号 平成26年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）  
から

日程第24 議案第80号 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算  
（補正第1号）

◎議長（菅沼明彦）

日程第15、議案第71号、平成26年度飛騨市一般会計補正予算、補正第1号から、日程第24、議案第80号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第1号まで以上10案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。10案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過および結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は

省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。以上で自由討議を終結いたします。これより討論を行います。議案第71号、平成26年度飛騨市一般会計補正予算、補正第1号から議案第80号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第1号までの以上10議案につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決を行います。議案第71号から議案第80号までの10案件について、委員長の報告は可決であります。これら10案件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第80号までの10案件につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第25 請願第3号 地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める請願書

◎議長（菅沼明彦）

日程第25、請願第3号、地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める請願書を議題といたします。請願第3号につきましては、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 後藤和正 登壇〕

●産業常任委員長（後藤和正）

それでは、産業常任委員会に付託されました請願第3号につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る6月20日、午後1時より委員会室で審査を行いました。本請願は、地域経済の更なる発展と雇用の安定に向けた総合的な施策を展開していただくよう、国に対して要望することを要請する請願です。

審議では、事務局より朗読説明の後、意見、自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で採択とすべきものとして報告することに決しました。

請願第3号に関する意見書につきまして、委員長提案させていただき審議いたしました。審議の結果、当委員会としまして請願第3号に関する意見書を発議することに決しました。以上で、当委員会に付託されました請願審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 後藤和正 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。反対討論の通告はありませんので討論を終結し、これより採決を行います。この採決は起立によって行います。請願第3号、地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める請願書に対する委員長の報告は、採択すべきものです。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（菅沼明彦）

起立多数です。よって、請願第3号、地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◆日程第26 意見第3号 地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書

◎議長（菅沼明彦）

日程第26、意見第3号、地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書を議題といたします。説明を求めます。

〔産業常任委員長 後藤和正 登壇〕

●産業常任委員長（後藤和正）

意見第3号、地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書。

上記事件について別紙のとおり発案する。平成26年6月25日提出。提出者、飛騨市議会、産業常任委員会委員長、後藤和正。

地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書。

わが国経済は、全体では明るい兆しがみられるものの、その効果は中小企業や小規模事業者が多く占める地方にまで十分に及んでいるとはいえない状況である。

こうした状況を打破し、地域の隅々まで効果を行き渡らせるためには、地方の創意工夫を活かした産業競争力の強化対策や雇用対策、さらには、中小・小規模事業者の成長に向けた取組みの支援など、地方経済が成長・活性化できる対策を国と地方が強力に連携して取り組むことが不可欠である。

また、雇用情勢に関しても完全失業率は緩やかに改善しているものの、非正規労働者

の比率が高まっており、依然として厳しい状況が続いている。働くことは生活の糧を得るだけでなく、人生の生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段である。また、働くことは国民の権利であり、雇用を安定させることは、国の重大な責務である。

しかし、現在国においては、労働規制の緩和を検討し「解雇の金銭解決制度」の導入や「限定正社員」の制度化、また、「常用代替の防止」の原則を変える労働者派遣法の改正を検討しているが、かえって、雇用の不安定化につながるものと危惧するところである。

また、長時間労働など、労働者の雇用環境は悪化し、特に過重労働を原因とした過労死が大きな社会問題となっており、対策を講じることが求められている。

よって、国におかれては、地方経済の更なる発展と雇用の安定に向けた総合的な施策を展開するよう、次の事項について強く要望する。

記。1. 今後、実施される経済対策においては、地域の実情を十分に踏まえ、地域経済の更なる発展に資する施策を国と地方が連携して取組むこと。2. 医療・福祉・健康、環境・エネルギー分野など、成長分野の育成支援の充実を図り、雇用の創出に繋げるとともに、現在、政府で検討されている労働者派遣法の改正など、労働規制の緩和については慎重に対応し、雇用の安定に努めること。3. 労働環境が不適切な企業などに対する実効性ある対策を講じるとともに、過労死防止対策を推進すること。また、若者雇用においては、学校における職業教育や進路指導、職業相談などの就労支援をさらに拡充すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日、岐阜県飛騨市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）。以上です。

〔産業常任委員長 後藤和正 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

ただ今説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております意見第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、意見第3号は委員会付託を省略することに決しました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）



◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決をいたします。採決は起立により行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（菅沼明彦）

起立多数です。よって、意見第3号は原案のとおり可決されました。

◆日程第27 意見第4号 数河地区の産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書

◎議長（菅沼明彦）

日程第27、意見第4号、数河地区の産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書を議題といたします。説明を求めます。

〔12番 谷口充希子 登壇〕

○12番（谷口充希子）

意見第4号、数河地区の産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書。

上記事件について別紙のとおり発案する。平成26年6月25日提出。提出者、飛騨市議会議員、谷口充希子、賛成者、飛騨市議会議員、池田寛一、同じく森下真次、同じく洞口和彦。裏面をお願いいたします。

数河地区の産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書。

現在、飛騨市古川町数河字猪ヶ森3170番1外において、すごうテック株式会社による産業廃棄物最終処分場（管理型）の設置計画があります。

この計画地は南北に活断層があること、土砂災害警戒区域及び土砂災害レッドゾーンに挟まれていること、また地形が急峻であること、さらには最上流部に位置していることから、地震や事故等により一旦不測の事態が生じた際には、浸出液の未処理水が流れ出すことなども予想され、下流給水区域の水環境への不安を抱かざるをえません。農業用水についても同様であります。

数河地区は一部県立自然公園にも指定され、豊かな自然環境を生かしたスポーツ合宿や行楽地、別荘地としても人気の高い地域です。また、畜産や高冷地野菜を栽培する農家等では農産物への風評被害をはじめ、産業活動に対しての心配もされます。また、観光面への影響、さらには今回計画の産業廃棄物最終処分場がもたらす自然環境や市民の健康、生活への影響も懸念されます。

地元数河地区のみならず、市内のすべての区長会や自治会および多くの団体（17団体、県外の富山漁業協同組合を含む）も反対を表明し、建設阻止に向けての大きな運動

へと発展しています。

飛騨市は、「市民が いつまでも 安心して暮らせるまちづくり」を将来像としています。

100年先においても豊かな自然を生かした営みが継続でき、安全安心な郷土を子々孫々につないでいくことが現代の私たちに課せられた責務であり、現在においても合意形成がなされていない今回の設置計画に反対するものです。

よって、岐阜県におかれては、本設置計画に許可を与えることのないよう強く要望いたします。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。平成26年6月25日、岐阜県飛騨市議会。提出先、岐阜県知事。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

ただいま説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております意見第4号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、意見第4号は委員会付託を省略することに決しました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決いたします。採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（菅沼明彦）

起立多数です。よって、意見第4号は原案のとおり可決されました。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

11番、高原邦子君。

○11番（高原邦子）

日程第25、26のところで確認をしたいと思っております。請願第3号については、産業

常任委員会に付託を一般質問の後にされていると思います。そこで出されてきたものを、議長は委員会付託を省略いたしますと言うのですが、もう一度、委員会に付託しなければならぬものなのではないのでしょうか。その辺はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

お答えいたします。この第26、意見第3号につきましては、今の初めて提案されるものということで、今の付託を省略の確認ということでございます。

○11番（高原邦子）

これはですね、産業常任委員会が出してきているわけなのです。付託するのはおかしいんじゃないですか。そうしますと、もう一度付託ということになりますと、産業常任委員会が決してきたそのものを、もう一度やれということになるのですが、そのようなやり方をしよと、規則とかそういうので決まっていますか。議会事務局長、その辺どうなっていますか。

◎議長（菅沼明彦）

今のご意見ですが、また議会運営委員会で協議させていただきたいと思います。よろしいですか。

○11番（高原邦子）

そうしますと、これからすぐ議会運営委員会を開くということですね。今議会でされたものは、閉会までにしないことには駄目なわけですね。その辺どうですか。

#### ◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後3時53分 再開 午後3時55分 ）

#### ◆再開

◎議長（菅沼明彦）

会議を再開いたします。ご指摘のとおり、委員会提案の議案でございますので付託はいらないということでございます。訂正してお詫びいたします。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

6月9日に開会をいただきました平成26年の第3回飛騨市議会定例会が、17日間にわたりまして慎重審議をいただき、今日、閉会を迎えたわけでございます。この間、数多い議案をご審議いただきました。本日はその全ての議案を、原案のとおりご承認を

いただきました。誠にありがとうございました。

これからの市政運営といたしまして、皆さま方から数多くのご意見を頂きました。このことにつきましては、市政運営にしっかり生かしていきたいというふうに思っているところでございます。

また、予算の執行に当たりましては、慎重審議の上進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

これから夏本番に向かうわけでございます。健康には十二分ご留意をいただきながら、市政の発展のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの御礼のご挨拶に代えさせていただきます。長期間にわたりまして、どうもありがとうございました。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

ここで、ご報告申し上げます。先般の一般質問における反問権の取り扱いに関しまして、議会運営委員長より、反問権を明確に文書で執行部に伝えるという協議結果報告を受けましたので報告いたします。

それでは閉会にあたり、議長として一言お礼を申し上げます。本当に不手際ばかりで皆さんにいろいろ教えていただいたり、ご協力をいただきました。初めてのことでありまして、皆さんからいろいろご意見またいろいろございましたが、肝に銘じて、また今度の議会からは不手際のないようにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、新聞等議員等の不祥事件、またいろいろ発言があります。新聞報道されております。これからまた初心に戻り、本当に市民に信頼される議員でありたいなと思っております。今日、6月9日から17日間にわたり、本当にいろいろありがとうございました。お礼申し上げます。

◆閉会

◎議長（菅沼明彦）

それでは本日の会議を閉じ、6月9日から17日間にわたりました平成26年第3回飛騨市議会定例会を閉会といたします。

（ 閉会 午後3時59分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

菅 沼 明 彦

飛騨市議会議員（11番）

高 原 邦 子

飛騨市議会議員（12番）

谷 口 充 希 子